

令和6年第3回山北町議会定例会の経過（9月6日）

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第52号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第3号）について、議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第52号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第3号）。
- 令和6年度山北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,266万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億3,530万円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。
- 令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、普通交付税の確定による地方交付税3億6,349万3,000円の増額であり、歳出の主なものについては、児童手当制度の一部改正に伴う経費の増額で、歳入歳出総額をそれぞれ5億2,266万6,000円増額補正するものでございます。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 財務課長。
- 財 務 課 長 それでは、議案第52号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。
- 2ページ、3ページをお開きください。
- 第1表、歳入歳出予算補正です。
- 歳入につきましては、11款地方特例交付金から22款諸収入まで、合計で5億2,266万6,000円の増額で、補正後の予算額は、61億3,530万円になるもので

ございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

11款特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は38万7,000円の減額です。確定により住宅減税特例交付金を減額補正するものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の確定により、3億6,349万3,000円の増額でございます。普通交付税につきましては、基準財政需要額の内訳として、「こども子育て費」が新設され、子ども・子育て政策に要する経費に対応した算定がなされたことなどにより、普通交付税が増額になったものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、2,298万1,000円の増額で、1節障害者福祉費負担金は、補装具給付費の増によるもので、国の負担率は2分の1です。

2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金は管外委託の増、児童手当負担金は対象を高校生までとするなどの制度拡充に伴う増でございます。

3節保険基盤安定負担金は、介護保険1号被保険者保険料負担軽減分の過年度分精算でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は263万1,000円の増額です。説明欄の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当制度拡充に伴うシステム改修費に対する補助でございます。

7目総務費国庫補助金は1,437万8,000円の増で、6月に計上させていただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、非課税世帯等給付金の対象が確定されたことに伴う増でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は146万3,000円の増で、

3節障害者福祉費負担金は、補装具給付費の増によるもので、県の負担率は4分の1です。

4節児童福祉費負担金のうち、子どものための教育保育給付費負担金は管外委託の増、児童手当負担金は制度拡充に伴う増でございます。

3項衛生費県負担金は19万3,000円の増額で、未熟児養育医療費負担金の過年度分精算でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は、50万円の増額で、県の未病普及啓発・広報活動負担事業補助金で、スポーツの秋祭りに充当するものでございます。今年度は定額の補助となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金は16万2,000円の増額で、自主防災対策助成金の増、補助率は3分の1でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入は、旧三保幼稚園の土地と建物近隣事業者に貸し付けることによる増でございます。

19款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金は、山北児童館の修繕に56万円の寄附があったものでございます。

20款繰入金、2項財産区繰入金、2目共和財産区繰入金390万円は、お峰入り保存会への助成の財源として繰り入れるものでございます。

3項他会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金12万3,000円は、前年度精算に伴い繰入れするものでございます。

21款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、1億189万4,000円増額補正するものです。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入1,037万5,000円は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金で、国が造成した基金から1人当たり8,300円、1,250人分の見込みでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、3億807万5,000円の増額です。庁舎等管理事業の需用費は、低温水器発生器の応急対応、工事請負費はその本復旧、備品購入費は執務室内の椅子や書棚の不具合による買換え

でございます。

財産管理事業の町有財産整備工事は、自治会要望等に対応するものでございます。基金管理事業の公共施設整備基金積立金は、今後の公共施設整備の財源として積み立てるものでございます。

7目企画費は63万円の増額でございます。土地利用調査事業は、委員からの御要望により会議1回分の経費を追加するものでございます。山北駅舎活用事業は、山北駅駅舎建て替え検討委員会の必要経費を計上いたしております。

8目支所費は20万円の増額で、三保支所のエアコン1台について、故障のため更新するものでございます。

9目調整連絡費50万5,000円の増額でございます。コミュニティ活動支援事業は、警察が所管する地域防犯連絡所の看板廃止に伴う代替看板の経費でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、300万円の増額で、見込みより還付の増を計上したものでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費3万円は前年に執行した県知事選挙の清算に伴う返納金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、1,437万8,000円の増額です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の対象者が当初見込みの1,500世帯から増え、1,885世帯で確定したことによる増でございます。

4目老人福祉費194万3,000円は、神奈川県後期高齢者医療広域連合への負担金について、過年度精算分でございます。

5目障害者福祉費174万8,000円は、身体障害児者補装具給付費の対象が11件から20件になったための増でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費2,026万1,000円は、児童手当支給事業において、対象を高校生までとすることや所得制限を撤廃することなどの制度拡充に伴う増でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

3目保育園費は490万3,000円の増額です。町外保育所児童委託の対象が4

人から6人に増えたための増額でございます。

4目児童福祉施設費は79万9,000円の増額で、工事請負費は山北児童館の床の修繕でございます。

5目認定こども園費58万6,000円は、わかば園舎西側の門扉の修繕でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は170万1,000円の増額です。母子保健事業は、未熟児医療費の前年度分の精算で、健康福祉センター管理事業は、給湯ポンプ等の修繕でございます。

2目予防費は1,005万5,000円の増額で、予防接種事業は新型コロナウイルスワクチン接種単価の確定と、前年度国庫支出金の精算による増です。なお、新型コロナウイルスワクチンの接種単価は1万5,300円で、このうち歳入で御説明いたしました国の基金から8,300円が助成されるため、残りの7,000円を町と接種者個人とで折半ということになります。

次の健康診査、相談等事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、いずれも前年度分の精算でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

2項清掃費、3目し尿処理費54万4,000円は、足柄上衛生組合負担金の確定による増でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は5万4,000円の増額で、やまきたまち農業活性化推進事業は、とれたて山ちゃんの加工室の水漏れの修繕でございます。

5目農地費は924万円の増で、需用費及び工事請負費につきましては、自治会要望等に対応するもの、公有財産購入費は、水上地区の境界確認の結果、用水の用地を購入する費用でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は51万円の増額です。観光施設維持管理事業は、山北地区の臨時駐車場管理用資材の購入や公衆便所等の修繕費でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、1,787万6,000円の増額です。町道維持補修事業は、自治会要望などに対応するものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川維持費89万1,000円の増額は、河川維持管理事業として自治会要望などに対応するものでございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は195万9,000円の増額です。修繕費は六つの公園等の修理費で都市公園整備工事は、鉄道公園の町道側ウッドデッキの撤去等でございます。

8款消防費、1項消防費、5目防災対策費は48万6,000円の増額で、自主防災対策助成金について能登半島地震を踏まえ、自主防災会から要望があったため増額するものでございます。

9款教育費、2項川村小学校費、1目学校管理費は256万8,000円の増額です。学校施設維持管理運営事業の修繕費は、消防設備点検結果に対応するためのもの。委託料は南側の枯れた桜を伐採するためのもの。工事請負費は、北側の門扉破損に対応するものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

3項山北中学校費、1目学校管理費は39万5,000円の増額で、消防設備点検結果に対応するための修繕費でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は409万8,000円の増額です。山北のお峰入り公開事業は、用具の修繕や、記録集の増刷に対する補助でございます。

2目教育集会施設費50万円は、岸集会所の漏水対応のための修繕費でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費25万4,000円は、社会体育推進事業として、スポーツ推進委員の労働表彰式参加経費でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は今後の災害対応を含め350万円を増額するものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、24ページ、25ページをお願いいたします。

1目公共土木施設災害復旧費につきましても今後の災害への備え、1,181万5,000円を増額するものです。

13款予備費は、人事院勧告など今後の財政需要に対応するため9,916万2,000円を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

給与費明細書です。その他の特別職につきまして、土地利用調査会委員とスポーツ推進員の報酬を増額するものでございます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第52号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

歳入の11ページですね。旧三保幼稚園の貸付料で40万円、ここの近隣事業者に貸し付けるという御説明がありましたけど、詳細の説明をお願いいたします。

議長 こども教育課長。

こども教育課長 御説明させていただきます。

旧三保幼稚園に隣接する株式会社浜膳が事務所の建て替え工事を行うということで一時的に使用させていただきたいというような御相談がありました。こども教育課としても、旧三保幼稚園につきましては、現在の利活用がまだ未定ということと、一時的な使用ということでしたのでお貸しすることにさせていただきます。

契約期間が、本年度令和6年の8月から1年間、来年の令和7年7月までの契約とさせていただいております。

ただ、工事の進捗状況に応じまして更新することは考えております。今回の補正につきましては40万円ということなのですが、本年度8月から3月までの8か月分、1か月5万円で、5万円掛ける8か月の40万円を補正させていただくものでございます。

議長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 事務所の建て替えのための臨時の期間とありましたけど、あれ幼稚園の建物自体は、結構この間入ってきましたけど、もう傷んでませんかという感じなんですけど、その辺りどうなのでしょう。使って大丈夫なんでしょうか。

議長 こども教育課長。

こども教育課長 貸し付けるに当たりまして、担当職員と浜膳さんの担当と現場を見てござ

います。議員さんもおっしゃるとおりかなり老朽化しているんですが、使えるように浜膳さんが修繕を行って、使うということでお約束できていますので問題ないかと思っています。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 御答弁の中で、やっぱりまだ利活用が話されていないという話がありましたけれども、やっぱり今後、町としてその利活用について、どういうふうを考えているか。また進め方みたいなことを想定していることがあれば教えていただきたいと思います。

議 長 子ども教育課。

子ども教育課長 実際のところ、やはりあまり進んでないというような状況になってます。どうしてもお声が、問合せがあったものに対応するというようなスタンスになってますので、今後は、利活用について、少しこちらからも発信していくようなことができればというふうに思っています。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今の児玉議員の関連なんですけれども、月5万円で隣の浜膳さんに一時的にであるから貸すと。恒久的に貸したほうがどっかあれば、貸したほうが有意義だと思うんですけれども、それはいかがなんでしょうか。ちょっと質問が似て重なるところがありますけども。

議 長 子ども教育課長。

子ども教育課長 そうですね。近隣する会社がございますので、場合によって、今後そういう浜膳さんかもしれませんが、そういった相談があれば、そのままお貸しするとか、そういったことも可能性としてあるのかなと。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今からおおむね2年前に、ここの場所をよその町外の業者が、業者というか違うことをやっておられる業者の何人かが、新たに山北のスギ、ヒノキの間伐材やかんきつ、あるいはお茶の実等を、耕作放棄地等が多いですので、そういったところのものを利用して、そして山北に似つかわしいような産業を興して、地域の人も数人かもしれないけども、雇用しようかというような提案が町にあったと思うんですけれども、そのときには貸さないで、そして今回貸すという、この違いはということなんでしょうか。

そして、そのときは、先のことは分かりませんが、基本的には恒久的に使うよというようなお話があったんですけども、そのときには成立しなくて、今回成立するという、その辺のちょっと私は疑問に思ってるんですけど、いかがでしょうか。

議 長 ども教育課長。

ども教育課長 そうですね。2年前にそういったお声かけがあったということで、その辺を踏まえて、ちょっとしっかり検討するとすればというところはあったんですが、まだ、ちょっと繰り返しにはなるんですけど、利活用がまだ決まっていないということです。一時的というところでお貸しさせていただいて、その間に、そういった要望ある方に対してもしっかり対応できるように準備を進めていきたいと思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ちょっと確認なんですけど、これは今普通財産じゃないとということで、教育課の課長が答弁をされているという解釈でいいわけですよね。これ普通財産にして広く活用する、将来的にもというような考えは、町としてはお持ちでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当然、そういうようなこともあれば、そういうような考えは当然あるというふうに私は思っておりますけど、普通財産とか一般財産と違うというようなどころもあるんですけども。前回のときには、要するに普通にただそこを借りたいというお話じゃないわけですよ、前回来たお話は、町の事業でやりたいからという話で来たというふうに私は認識していますので、それについては、町のほうではそういう考えはございませんということでお断りした。そういうふうに記憶しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 すみません。4回目で恐縮です。今は町長が言われた、町の事業というのはどういうふうに解釈をされたのか、そこだけお答え願います。

議 長 町長。

町 長 ですから、町の事業として、あそここのところを利活用するものというお話で来たというふうに私は認識していますので、町の事業としては、今回はそ

ういうことは考えてないということでお断りしたというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

7 番 富 田 7 番、富田です。

11ページの雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金が、これ雑入となっているんですが、これまでは国から直接助成金というのが来てたと思うんですが、雑入というのの詳細を説明お願いします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今までのコロナの関係は全て国庫支出金に含まれていました。今回雑入というとなんですけども、今回の補助金の流れが、国から新薬未承認薬等研究開発支援センターというところに一旦お金が行って、そのセンターから各自治体で8,300円掛ける回数分が補助されるというような流れになっています。このため、直接的に国から市町村に来るということではないので、一旦雑入の予算額に計上したということでございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今回からそういう流れになったというのは何か理由があるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません。詳しい事情は分かりません。国がそうしろということでございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 分からないということですが、11ページのこの助成金と合わせて、この17ページの歳出のこのコロナワクチン接種体制の確保の関連で質問させていただいてもいいのでしょうか。また別で。

議 長 関連すれば大丈夫。

7 番 富 田 関連でいいですか。

今回、国から10月1日から接種が始まるということをいろいろ聞いてますが、町ではどういう接種体制が始まるのか、詳しくお聞かせください。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 1市5町と足柄上医師会で、コロナ接種に関する業務委託契約というのを

結びます。10月1日から各医療機関で開始できるように準備は進めているところなんです、実際のワクチンがそれまでにきちんと配送されるかということが現段階ではまだちょっと分からないところがありますので、10月1日、初日から開始できるということをここで明言できるものではないですが、ワクチンの配給ができれば、それはもう契約がそれまでに済ませておきますので、ワクチンさえくればできるというような状況です。基本的には10月1日からできるんだろうというふうに認識してございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 先ほどの御説明だと、8,300円は国からで、7,000円が町と接種者で折半ということだったんですけど、実際に個人の負担というのはどのくらいなんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 1万5,300円は国がおおむねこのぐらい係るだろうと示した標準的な金額となります。予防接種ですので、医療機関によって多少上下はするかと思います。ただ補助額は8,300円と決まっていますので引きますと7,000円ということになります。国の言い方としては7,000円を自己負担として、あとは各自治体で補助するかどうかを考えてくださいというような言い方なんです。自治体によっては補助しないというところもあったりもしますし、自己負担を2,000円とするとか3,000円とするとか、山北町はこの7,000円を折半、半分半分ということで3,500円という設定にしておりますが、7,000円について、町は3,500円、接種者が3,500円ということでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

7 番 富 田 すみません、ちょっとオーバーしてしまって。最後に一つ確認させてください。

今回新しいタイプのワクチンが今までのに加えて出るということで、結構不安だとおっしゃる方からもたくさん何か声を寄せられているんですけども、その辺に対して、町としては何か相談があったりとか、これからどう対応していくとか、そういうのはどうでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長      今のところ、健康づくり班のほうに新しいワクチンに対する不安といったような声は聞いているという報告は受けてございません。ただ、議員さんがそういうふうにおっしゃられるのであれば、そのように感じている方もいらっしゃると思いますので、いずれにしても10月1日から接種が始まりますよという広報を出すようになりますから、その際に、不安が払拭できるかどうかは分かりませんが、その辺についても触れた記事にしたいかと思えます。

議 長                    ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川              13ページの7番、企画費の山北駅駅舎活用事業、この事業について詳細な説明を求めます。お願いします。

議 長                    企画総務課長。

企 画 総 務 課 長      山北駅舎の駅舎活用事業ですけれども、今回計上させていただいた予算につきましては、昨年9月にJR東海のほうから山北町に対して、山北町の山北駅の駅舎を建て替えをしたいという申入れがございました。年度としては令和9年度です。その間に、町として、いろいろどういう要望があるならば協議をしていきたいというお話でしたので、町として検討委員会、各種団体の各関係団体の方を集めまして、検討委員会を開きまして、皆さんがどういったお考えをお持ちかということ、まずは聞き取り調査しまして、その中で実現が可能なようなものであれば、JR東海と令和7年度中に協議をしていきたいということで考えておりますので、まずその下準備の段階ということでございます。

議 長                    府川輝夫議員。

8 番 府 川              検討委員会を立ち上げるということなんですけれども、このメンバー構成、ある程度方針が決まれば説明願いたいと思えます。

議 長                    企画総務課長。

企 画 総 務 課 長      今、考えているメンバー構成としましては、山北の連合自治会、山北町商工会、山北町観光協会、産業組合、NPO法人情緒ゆたかなまちづくり、また鉄道保存会であるとか移住された方で希望される方がいた場合には入っていただきまして、町議会から代表の方を1名と。合計で8名ほどで、今計画をしてございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 構成分かりました。その募集の方法はどのようにされますか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 各種団体については、各種団体のほうに直接お話を申し上げたいと思いますので、その他に関しては公募するなり、こちらのほうで、もし目ぼしい人がいれば直接声をかけたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

児 玉 洋 一 議員。

11 番 児 玉 今回の関連になりますが、改めてちょっとスケジュールの確認なんですけど令和9年度ですか、説明がありました。先ほどJRの建て替え。ちょっともう一回そこだけ確認させてください。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 これは今年の6月にJR東海と再度協議をいたしまして、JR東海側から説明を受けたんですけども、JR東海としては、令和9年度中には建て替えをしたいという、建て替えをして着工したいという言い方です。もう時間的にもしかしたら令和10年度にかかるかもしれないというお話でしたので、そうしますとJR東海も令和8年度中には予算措置が必要になってくる関係から、令和7年度中には協議を終了したいと。町側の意向とかを確認したいというお話をいただいておりますので、今それに間に合うように進めている状況でございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 これまでの概要は全員協議会でも説明されたところでございますので、把握はしているところですが、本会議上ということもありますから、重複の質問になるかと思っておりますけれども、そうであれば、JRのほうは建て替えについて、あらかじめJR側としてはこういうような建て替えのイメージができています。でも町は、いや、そうじゃないよと。やっぱり双方協議をして、いいものをつくるのか、どういうふうになっていくのか分かりませんが、そういうようなスタイルで、これからそのための検討委員会を立ち上げるというような形になるかと思うんですけれども、現段階でJRのほうはどのような駅舎にしていこうというような考えがあるのか、伺っている

ところでお答えいただければと思います。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長

J R 東海側からの申入れについては、基本的には建て替えについてはトイレ等は撤去するというお話でございます。イメージとしては、山北駅はN P O 法人のほうが切符販売をしてございますので、そのスペースについては確保するというお話をいただいております。そうしますと大体イメージとしてはJ R 御殿場線の下土狩駅の駅舎のイメージに近いのではないかなというお話はいただいております。切符販売が仮にないとすれば、何ていうんですか、ちょっと駅名がちょっと出てこないんですけど、南御殿場駅的な、ゲートがあってI C カードがあるようなそんな感じの駅になってしまうのではないかなというお話もありましたので、ただ、切符販売のスペースは確保したいというお話をいただいておりますので、このままでよければ、町が、このままでよければJ R 東海がそのまま建てるという形ですけども、ただトイレ等もないと不便なところもあると思いますので、各種団体、また町民の方の意見を伺った中で、J R 東海としてはそれを超える施設については町側が応分の負担をしていただければ、協議はできるかもしれないというお話をいただいておりますので、その辺をちょっと詰めまして、来年度の協議に向けたいと思います。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉

検討委員会が立ち上がるということですので、詳細は検討委員会のほうでという話になってくるんでしょうけれども、議会のほうとしてもこの間おしゃべりカフェやらせていただいたときに、やはりちょうど駅舎の前でやりましたんで、この話題が結構持ち切りだったもんで。検討委員会だけに任せてしまうのもどうなのかというところの御意見もありましたから、ぜひ町民の声もしっかりと吸い上げていただいた上で、検討委員会でしっかりと協議をしていただければなと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ

富田陽子議員。

7 番 富 田

23ページ、24ページの災害復旧費について伺います。

農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費、この予算は、今後  
に備えてという予算ということだったんですけれども、先日の台風9号によ  
る町内の被害とか、そういうのは特になかったりしますか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まず、先ほどのこの今回の補正の農林水産施設災害復旧費の、この時点で  
の今後というのを含めて、今年6月28日にも、大雨というか豪雨がございま  
して、その箇所が4か所ありまして、それ以外の部分について、この時点  
での今後というような形で予算計上はさしていただいております。また、台  
風10号に関しましては、かなりの場所、農道と林道を含めて、かなりの場所  
が被災しておりまして、これも国庫補助事業による復旧事業とまではいかな  
いんですけれども、土砂の流出等が複数箇所で起きておりますので、現在のと  
ころを応急復旧はしておりまして、車の通行などはできるようになってるん  
ですけれども、本復旧に向けては、また予算を計上して復旧をしなければいけ  
ないような状況でございます。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今回挙げさせていただいてるのは、先ほど御説明ありましたように、今後  
の災害に備えるものでございますので、先日の台風10号に関連して計上して  
ございません。この間の台風10号は、町道や沢から、かなりの土砂が流出し  
ております。被害金額は、まだ今業者から見積りを取っている状況でござい  
ますけれども、速報でも、おそらく1,000万超えてしまうんじゃないかとい  
うふうな状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 迅速な御対応、誠に感謝いたします。この予算だけでなく、今後これにプ  
ラスして必要になってくるということでした承しました。

議 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

17ページの児童館の改修のことなんですけど、山北児童館の床の改修とお  
っしゃって、これは指定寄附、17ページの指定寄附を使っただけのことなんだと  
思いますが、床といいまして、具体的にどこまでやるのか伺います。

議 長 生涯学習課長。  
生涯学習課長 山北児童館の床の修繕ということで、集会室の床、これの全面板の張り替え、一面の張り替えとなります。

議 長 瀬戸恵津子議員。  
5 番 瀬 戸 集会室というと、ホールだと思うんですが。それで、あそこかなり老朽化していますので、一つ提案があるんですが、子どもも大人も居場所づくりとして、和室がございます。今どき和室というのは高齢者も座りにくかったりしますので、そちらのほうの改修とか、そういう計画の中での予定は全然入っていないでしょうか。伺います。

議 長 生涯学習課長。  
生涯学習課長 山北児童館、そうですね建ててから年数も経過しておりまして、経年劣化というところで、以前から必要に応じて必要な箇所の修繕をしてまいりました。

今回の床修繕につきましては、自治会のほう、山北児童館の館長をお願いしております堂山の自治会、それから怒杭文化の自治体、それから山北連合自治の、3自治会から寄附を頂いて、行ったものです。それに、町のほうで予算を立てた中で全面の張り替えという形を考えました。これは、町民と利用者の安全を考えてやりましょうということで、当初は予定していなかったものを、自治会のほうで強い要望がありましたので、修繕をした経緯がございまして。今のお話、山北児童館のその他の修繕等につきましては、必要に応じて修繕をしていって施設の在り方とか使っていただく今後どうしていこうかというところは、これから、今年度、来年度かけまして、本会議の中でも居場所ということでお話をいただいておりますので、どのような対象者にどのように使っていただくかというところは検討してまいりたいと思っております。

今、使っておられる方につきましても、新しい体育施設のほうに移動を御希望されている団体もございまして、どのような方がこれから和室も含めて使っていただくかというところは検討が必要ではないかと考えております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 私は申し上げたかったのは、計画的なというか、今後一般質問でもございましたように、地域の人が歩いていける。あの地域から、山北体育館利用するとしたらかなり遠い。歩いていけるような近くのところで、いろんな子ども、もちろん子どもだと思っんですけど、大人の高齢者の居場所づくりを増やしていきたいというような御答弁もありながら、そういう全体的な計画の中でしっかりと整えていくことが大事じゃないかと思えます。

ちょっと行き当たりばったりのなそういう改修の仕方ですと、お金もいろいろかかって、計画的なものには対応できないと思うので、ぜひこれから全体を考えながら児童館とはいえ、地域のものがたくさん使っているところがございますので、ぜひ声を上げたところから順にということになりますんでしょうけど、町側としても、そういう施策につながるように元気な地域でいつまでも暮らしたいということに寄与するような計画を立てていただきたいと思います。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番瀬戸です。

床の張り替えということですけど、あの建物の耐震はどうなっているのでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 申し訳ありません。今資料的には、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと考えております。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 今、瀬戸恵津子議員が言われましたけれど、総合的判断は必要になってこようかと思えますので、改築、増築等ではなく、総合的な面も含めて検討する必要があると考えていますので。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公共施設の長寿命化計画を策定しております。その中ではやはり、山北児童館につきましては、改修の対象となっております。そこで、近いうちに改修すべきなのかどうなのかというところの結論は検討して、議論をいたしまして、検討していきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

高橋純子議員。

4 番 高 橋

高橋です。

21ページの都市公園費で、先ほどの御説明の六つの公園を対象にされているということなんですけども、もう少し詳しくどのような修繕をされるとかお聞かせ願いたいと思います。

議 長

都市整備課長。

都 市 整 備 課 長

公園整備費の工事請負費のほうでよろしいですか。こちらは先ほども御説明させていただきましたけども、鉄道公園のウッドデッキって御存じですか。町道沿いとか、あと中にもあるんですけども、取りあえず町道沿いにありますウッドデッキが、大分経年劣化で反り上がってしまっているような状況でして、とても危険であるということで、そこが一番大きなところなんですけども。

それと、以前に、今年の子ども議会ですか。子どもさんちから要望にもありました、ぐみの木公園の河川沿いの砂利道のほうですけども、そちらに川側を歩いてられる方がいて危険だということで、子ども議会でも提案がありまして、そちらのほうに看板をいくつか、4枚ほどなんですけども、そちらに看板を設置するとか、そちらのほうで計上させていただいております。

議 長

高橋純子議員。

4 番 高 橋

六つの公園。私、聞き間違えですか。じゃあ、ぐみの木と鉄道公園ということよろしかったですか。

議 長

都市整備課長。

都 市 整 備 課 長

あとほかにも公園管理しておりますので、ほかの公園の遊具の修繕とかもこの中に含まれているような状況でございます。主立ったものが先ほど申し上げましたように鉄道公園とぐみの木ですね。そちらのほうの主ですけども、ほかの公園の修繕等も見込んでございます。

議 長

ほかに質疑のある方、どうぞ。

府川輝夫議員。

8 番 府 川

19ページの農地費の岩流瀬用水用地購入費で、どこの用地を購入されたのか、また、経緯も含め説明をお願いします。

議 長

農林課長。

農 林 課 長 岩流瀬用水用地購入費なんですけども、こちら岩流瀬用水沿いに町営住宅をお借りしてた土地がありまして、そこについては、町営住宅取壊しの方向で決定しておるんですけども、その際に関して用水と接している境界が、大分前に立会いしてあったというような資料があったんですけども、それが簡単に言うと用水路の中のほうに境界が入り込んでおりました。今までは、町が土地をお借りして、そこに町営住宅用地がございましたので、特段問題なかったんですけども、お返しするというような段階で、今の土地の形状がもし変わると用水の中にはほかの方の土地が入っているというような状況になりますと、管理上好ましくございませんので地権者の方と調整をいたしまして用水路沿いに境界のほうを変更した、その差の分の用地を購入をしたと。用水路内にあった民有地を購入させていただいたというような経緯でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 同じ19ページになりますが、その下の商工費の観光費のところの、観光施設維持管理事業、臨時駐車場の資材費購入といったところの説明があった。その内容は分からなくもないですが、その臨時駐車場の部分については広報なりSNSなりで承知はしているところではございますが、改めてここの部分の駐車場の概要というんですか、説明をまずお願いします。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 臨時駐車場ですが、旧の山北の役場、庁所のところですね。その一部東側約半分程度のところで、トラロープで区画を作っております。真ん中にもよくある工事用のオレンジのくい、こちらのほうを区切って西側に関しては地元のほうの体操とかができるようなフリースペースで、東側の部分について、7台分ですかね、駐車場の区画を御用意させていただいております。

今回、工事じゃなくて、全部職員の方の自前のほうでやりましたので、それに関して材料費などを御用意させていただいて、計上させてもらっているものでございます。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 臨時なんですかね。やっぱりこれはあくまでも。臨時駐車場ではなく常時  
駐車場にはならないのかどうなのか、この辺りの考え方どうでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 用地のほうの関係あります。実際に、そこの部分、町の中でも一応駅前の  
通りになりまして、非常に有効的な土地ではあると思います。今後あの土地  
をどのような形になるかも、まだ不明瞭な中ですので、現段階では臨時とい  
う形で認識しております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 まとめとして、やはり観光立町をうたっている当町でありますので、やは  
り観光客が気軽に止められるような駐車場、常時駐車場の設置に向けて、ぜ  
ひ取り組んでいただければなと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたい  
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第52号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を  
お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第53号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予  
算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第53号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1  
号)。

令和6年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次  
に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億490万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ317万7,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第53号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

まず初めに、今回の補正予算の概要でございますが、マイナ保険証に係るお知らせ等郵送の関係と、前年度繰越に伴う補正でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、今回、繰入金については274万8,000円の増額を、8款国庫支出金については42万9,000円の増額を、合わせて317万7,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費については90万3,000円を、7款予備費については227万4,000円の増額を行うもので、歳入と同額の317万7,000円の増額を行うものでございます。

なお、3款国民健康保険事業費納付金は内訳の補正はございますが、款レベルではプラス・マイナス・ゼロとなります。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項2目のその他繰越金は、令和5年度の決算の確定に伴うもので、274万8,000円の増額でございます。

8款2項2目の社会保障税番号制度システム整備費補助金は42万9,000円の増額です。マイナンバーカードに係る被保険者の加入者情報等の送付に対する補助金です。

6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、役務費、通信運搬費はマイナンバーカードに係る加入者情報等確認していただくための郵送料で、39万1,000円の増額です。負担金補助及び交付金は、国保連合会のシステムに対する負担金の増により22万9,000円を、また加入者情報等の送付のアウトソーシングに係る費用28万3,000円を増額するものでございます。

3 款 1 項 1 目の一般被保険者医療給付費分から 3 項 1 目の介護納付金分までは県からの通知により 1 項医療費給付費分については170万5,000円の増額を、2 項後期高齢者支援金等分については73万1,000円の減額を、3 項介護納付金分については97万4,000円を減額するもので、合わせてプラス・マイナス・ゼロの補正となるものです。

7 款 1 項 1 目の予備費につきましては、歳入との調整につき、227万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第53号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第53号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第54号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第54号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。令和6年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,309万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なもの、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ656万1,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第54号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

まず初めに、今回の補正の概要でございますが、前年度繰越金と後期高齢者医療広域連合納付金の確定による補正でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰越金について、656万1,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金について589万円を、4款予備費について67万1,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、令和5年度の決算の確定に伴うもので、656万1,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年度保険料の確定に伴う追加納付で、589万円の増額でございます。4款1項1目の予備費については歳入との調整につき67万1,000円の増額を行うものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第54号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第54号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第55号 令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第55号 令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,317万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

今回の提案理由でございますが、今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ217万6,000円減額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長        それでは、議案第55号 令和6年度山北町町設置浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

16、17ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款繰越金の補正額217万6,000円を減額し、補正後の額は1,317万円でございます。

歳出につきましては、2款予備費を歳入と同額の217万円を減額し、歳出合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

18、19ページをお開きください。

2の歳入でございます。

6款繰越金は前年度の繰越金の確定により217万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。2款予備費につきまして、歳入と同額の217万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長        説明が終わりましたので、議案第55号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長        御異議がないので、議案第55号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長        挙手全員。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第56号 令和6年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第57号 令和6年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第7、議案第58号 令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について、一括議題といたしますが、御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声多数)

- 議 長 御異議がないものと認め、一括議題といたします。  
提案者の説明を求めます。  
町長。
- 町 長 議案第56号 令和6年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)。  
令和6年度山北町の山北財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。  
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ315万2,000円とする。  
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。  
令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。  
提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出の総額をそれぞれ83万8,000円増額補正するものでございます。  
続きまして、議案第57号 令和6年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)。  
令和6年度山北町の共和財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。  
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,941万6,000円とする。  
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。  
令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。  
提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ841万7,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第58号 令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ639万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ64万9,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第56号 令和6年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、3款繰越金を83万8,000円増額補正するものです。

歳出につきましては、1款財産区費について、歳入と同額を増額補正するものです。

続きまして、歳入歳出の補正予算事項別明細書です。

23ページ、24ページをお願いいたします。

中段の2、歳入でございますが、3款繰越金について、前年度繰越金の確定により83万8,000円を増額するものです。

3、歳出につきましては、1款1項2目財産管理費を83万8,000円増額補正するもので、財産取得管理等基金に積み立てるものでございます。

山北財産区につきましては以上です。

続きまして、議案第57号 令和6年度山北町共和財産区特別会計補正予

算（第1号）について、御説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、3款繰越金について841万7,000円を増額補正するものです。

歳出につきましては、1款財産区費について、歳入と同額を増額補正するものです。

28ページ、29ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

中段の2、歳入につきましては、繰越金を前年度繰越金の確定により841万7,000円増額補正するものです。

次に、3歳出、1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費は390万円の増額補正です。山北のお峰入り公開事業分として一般会計へ繰り出すものです。

2目財産管理費は451万7,000円の増額補正です。財産取得管理等基金に積み立てるものでございます。

共和財産区につきましては以上でございます。

続きまして、議案第58号 令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

31ページ、32ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、2款繰越金について64万9,000円を増額補正するものです。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

33ページ、34ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、2款繰越金は、前年度繰越金の確定により64万9,000円の増額補正でございます。

3、歳出につきましては、1款財産区費、1項財産管理会費、2目財産

管理費、21万7,000円の増額で、財産取得管理等基金への積み立てでございます。3款予備費は43万2,000円の増額でございます。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、議案第56号 令和6年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第56号 令和6年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第57号 令和6年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第57号 令和6年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御

異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第58号 令和6年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。  
日程第8、議案第59号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第59号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。  
令和6年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,411万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分別ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ3,069万7,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第59号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

まず初めに、補正の概要でございますが、令和5年度の保険給付費等の確定に伴う精算とそれに伴う基金の積み立てでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款支払基金交付金、8款繰入金及び9款繰越金について、合わせて3,069万7,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、5款基金積立金及び6款諸支出金について、歳入と同額の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事故別明細書で御説明させていただきます。

38、39ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、前年度実績精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの2号被保険者分の追加交付分で249万9,000円でございます。

8款2項1目の介護給付費繰入金につきましては、前年度実績精算に伴う国・県等への返還金に充てるため、基金を取り崩すもので、1,190万円の増額でございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、令和5年度の決算額の確定によるもので、1,629万8,000円の増額でございます。

40ページ、41ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち基金積立分と前年度精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分を介護給付費基金に積み立てるもので、1,867万4,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、保険給付費、地域支援事業費及びシステム改修に係る前年度の精算に伴う国に返還するもので、合わせて1,140万円の増額でございます。

4目の県支出金返納金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う県への返還金で16万5,000円の増額でございます。

5目の地域支援事業交付金返還金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金で33万6,000円の増額でございます。

2項1目の一般会計繰出金につきましても、前年度の精算に伴い、町に12万3,000円を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第59号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第59号は原案とおり可決されました。

日程第9、議案第60号 令和6年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第60号 令和6年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度山北町の商品券特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ914万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ1万円増額補正するものでございます。

評価については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第60号 令和6年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

43、44ページをお開きください。

歳入歳出予算補正の歳入でございます。

2款繰越金の補正額につきましては1万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。2款予備費の補正につきましても、歳入合計と同額を増額するものでございます。

続いて、45、46ページをお開きください。

事項別明細書でございます。中段を御覧ください。

歳入の2款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、補正額として1万円増として計上させていただいております。

歳出の2款1項1目予備費につきましては、歳入と同額の1万円増と計上させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第60号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、大いにありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第60号を採決いたします。原案に賛成者は挙手お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第60号は原案どおり可決されました

日程第10、議案第61号 令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事請負契約の締結について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第61号 令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事請負契約の締結について。

令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的、令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事。  
2、契約の方法、指名競争入札による契約。  
3、契約金額、金5,379万円、うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額489万円。

2、契約の相手。

神奈川県足柄上郡山北町谷ケ278。有限会社山崎建設代表取締役山崎雅紀。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町営田屋敷住宅外装改修工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

定住対策課長。

定住対策課長

それでは、議案第61号 令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事請負契約の締結について、御説明させていただきます。

初めに、今回のこの請負契約の締結でございますが、提案理由にあります、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、この第2条では予定価格が5,000万以上の工事の請負契約について、議会の議決を付さなければならないというふうに定められておりますので、ここでこの工事請負契約の締結についてお諮りするものになります。

詳細につきましては添付させていただいております参考資料により説明させていただきますので、1枚おめくりいただき、入札結果報告書のほうを御覧ください。

工事名、「令和6年度町営田屋敷住宅外装改修工事」。

工事を行う住宅の場所なんですけれども、鉄道公園の南側、道上にあります鉄筋コンクリート造りで4階建ての現在18世帯が入居している町営住宅になります。建築から22年が経過していることもありまして、外壁等が経年劣化等により非常に傷んでおりますので、ここで大規模な改修工事を行うものになります。

令和6年8月30日午前10時から役場防災対策室におきまして、入札を実施したところ、有限会社山崎建設が4,890万円で落札をいたしました。契約金

額につきましては、落札額に消費税を加えました5,379万円。工期につきましては、令和6年9月2日から令和7年1月31日までとしております。

最後に、工事概要でございますが、防水改修工事といたしまして、シーリングや塗膜防水、クラック箇所の改修を行います。外壁改修工事では吹付工事やエントランスの柱や梁の改修を。屋根改修工事ではアスファルト材料の屋根材を新しい製品に張り替えます。塗装改修工事では、鋼製建具の塗装、駐車場や駐輪場の天井の塗装工事を行うようになっております。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第61号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第61号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第62号 町道路線の廃止について(町道121号原耕地7号線)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第62号 町道路線の廃止について(町道121号原耕地7号線)。

町道路線の廃止について、次のとおり道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町道原耕地7号線の終点を変更するため、町道の廃止を提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長        それでは、議案第62号 町道路線の廃止について（町道121号原耕地7号線）を御説明申し上げます。

議案の最後のページの案内図を御覧いただきたいと思います。

図面の上側の水色の線は、これは岩流瀬用水になります。図面中ほどの東西に横切る線は県道の721号、東山北停車場になります。中央の赤色で着色した部分が現在の町道原耕地7号線であります。この路線の終点の位置を西側にあります開発道路との接点へ変更したく、道路法第10条第3項の規定により一旦この路線を廃止するものであります。

説明は以上でございます。

議 長        説明が終わりましたので、議案第62号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんでしょうか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長        御異議がないので、議案第62号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長        挙手全員。よって、議案第62号は原案とおり可決されました。

日程第12、議案第63号 町道路線の認定について（町道121号原耕地7号線外1路線）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長        議案第63号 町道路線の認定について（町道121号原耕地7号線外1路線）。町道路線の認定について、次のとおり道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町道原耕地7号線の終点の変更及び新規路線開設のため、町道の認定を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第63号 町道路線の認定について（町道121号原耕地7号線外1路線）を御説明申し上げます。

議案の最後のページの案内図を御覧いただきたいと思います。

図面のエリアにつきましては、先ほどの図面と同じでございます。図面中央の緑色で着色した路線が町道121号原耕地7号線となります。平成29年6月に権原を取得いたしました開発道路等の接点を終点としております。

次に、青色で着色した路線が町道278号原耕地15号線となります。起点を県道721号東山北停車場との接点としまして、終点を町道原耕地14号線との接点としております。なお、町道原耕地14号線に関しましては令和4年3月定例会におきまして認定していただいております。前のページを御覧いただきたいと思います。

町道路線の認定について。

路線番号、121。路線の名称、原耕地7号線。起点、岸字原耕230番16。終点岸字原耕地229番52。

路線番号、278。路線の名称、原耕地15号線。起点、岸字原耕地229番9。終点、岸字原耕地229番7。

以上の2路線につきまして、道路法第8条第2項の規定により認定するものであります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第63号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第63号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第63号は原案とおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたします。

なお、午後は1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関  
にお集まりください。 (午前10時42分)